

日容包リ発第30-198号

平成30年10月24日

市（区）町村・一部事務組合
容器包装リサイクル ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 小山 博 敬
(公 印 省 略)

平成31年度における消費税対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当協会の業務につきましては、日頃から種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費税（地方消費税含む）に関しましては、平成26年4月から税率が8%に引き上げられておりますが、現時点では平成31年度において、10月以降は10%に引き上げられることが決まっています。

当協会では、例年10月下旬から次年度「分別基準適合物の引き渡し」に関する申込受付を開始しており、そのタイミングで市町村負担分（小規模事業者が排出する容器包装で市町村等が処理責任を負う部分）の申込も受け付けております。当協会へ市町村負担分のお申し込みをする場合は、主務省庁が示す市町村負担比率と当協会が定める再商品化実施委託単価をベースに、毎月の引き取り実績に応じて再商品化実施委託料金をご負担頂くことになっておりますが、ご請求は、四半期ごととなっております。

平成31年10月から消費税率が10%に引き上げられますと、第3四半期以降（10月以降の引取分）にご負担いただく再商品化実施委託料金にもその税率が適用されることとなりますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。なお、市町村負担分を申し込まずに、独自処理し、協会には特定事業者負担分のみお申し込みをされる市町村等におかれましては、特段ご負担は生じません。

敬具

<平成31年度における再商品化実施委託料金に適用される消費税率について>

	期 間	請求時期	適用消費税率
第1四半期	平成31年4月～6月引取実績分	7月下旬	8%
第2四半期	平成31年7月～9月引取実績分	10月下旬	8%
第3四半期	平成31年10月～12月引取実績分	1月下旬	10%
第4四半期	平成32年1月～3月引取実績分	4月下旬	10%

○本件お問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 総務部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階

TEL：03-5532-8662、8633

以上